

○港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号

(平成七年三月十七日)

(海上保安庁告示第三十五号)

改正	平成	八年	三月二七日	海上保安庁告示第	六三号
	同	八年	六月二〇日	同	第一一八号
	同	八年	十二月二〇日	同	第一八九号
	同	九年	三月一七日	同	第二五号
	同	九年	六月一二日	同	第七五号
	同	九年	一〇月一七日	同	第一二五号
	同	一〇年	三月一八日	同	第四二号
	同	一一年	三月二四日	同	第二六号
	同	一二年	八月二三日	同	第二三八号
	同	一三年	八月二二日	同	第二二五号
	同	一五年	五月二三日	同	第一四三号
	同	一六年	七月五日	同	第一八二号
	同	一六年	十二月二二日	同	第三三六号
	同	一七年	六月二三日	同	第一八三号
	同	一九年	十一月三〇日	同	第三〇五号
	同	二〇年	一〇月二九日	同	第二九二号
	同	二一年	三月一二日	同	第九五号
	同	二二年	四月一日	同	第九三号
	同	二三年	十二月二七日	同	第二八〇号
	同	二五年	三月一九日	同	第六四号
	同	二八年	三月三一日	同	第一八号
	同	二九年	一〇月二三日	同	第四五号
	同	三〇年	一月四日	同	第二号
	同	三一年	三月二九日	同	第二二号
	令和	二年	九月一〇日	同	第三二号
	同	四年	四月十四日	同	第十六号
	同	五年	三月二八日	同	第十二号
	同	六年	四月一日	同	第二十一号

港則法施行規則(昭和二十三年運輸省令第二十九号)第十一条の規定に基づき、同条の港を航行するときの進路を表示する信号に関する告示を次のように定め、平成七年四月一日から施行する。

港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号
(平二二海保告九三・改称)

1 港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号は別表のとおりとする。

2 前項の進路信号を掲げる場合には、信号旗として国際信号旗を用いる。

改正文 (平成八年三月二七日海上保安庁告示第六三号) 抄
平成八年四月一日から施行する。

改正文 (平成八年六月二〇日海上保安庁告示第一一八号) 抄
平成八年七月一日から施行する。

改正文 (平成八年一二月二〇日海上保安庁告示第一八九号) 抄
平成九年一月十日から施行する。

改正文 (平成九年三月一七日海上保安庁告示第二五号) 抄
平成九年四月一日から施行する。

改正文 (平成九年六月一二日海上保安庁告示第七五号) 抄
平成九年七月一日から施行する。

改正文 (平成九年一〇月一七日海上保安庁告示第一二五号) 抄
平成九年十月二十四日から施行する。

改正文 (平成一〇年三月一八日海上保安庁告示第四二号) 抄
平成十年四月一日から施行する。

改正文 (平成一一年三月二四日海上保安庁告示第二六号) 抄
平成十一年四月一日から施行する。

改正文 (平成一二年八月二三日海上保安庁告示第二三八号) 抄
平成十二年九月一日から施行する。

改正文 (平成一三年八月二二日海上保安庁告示第二二五号) 抄
平成十三年九月十日から施行する。

改正文（平成一五年五月二三日海上保安庁告示第一四三号）抄
平成十五年六月一日から施行する。

改正文（平成一六年七月五日海上保安庁告示第一八二号）抄
平成十六年七月十五日から施行する。

改正文（平成一六年一二月二二日海上保安庁告示第三三六号）抄
平成十七年一月一日から施行する。

改正文（平成一七年六月二三日海上保安庁告示第一八三号）抄
平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月三〇日海上保安庁告示第三〇五号）
この告示は、平成十九年十二月一日から施行する。

改正文（平成二〇年一〇月二九日海上保安庁告示第二九二号）抄
平成二十年十一月一日から施行する。

改正文（平成二一年三月一二日海上保安庁告示第九五号）抄
平成二十一年三月二十日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日海上保安庁告示第九三号）
この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十二年国土交通省令第十四号)の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

附 則（平成二三年一二月二七日海上保安庁告示第二八〇号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日海上保安庁告示第一八号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二三日海上保安庁告示第四五号）
この告示は、平成二十九年十一月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一月四日海上保安庁告示第二号）
この告示は、平成三十年一月三十一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日海上保安庁告示第二二号）
この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年九月十日海上保安庁告示第三二号）
この告示は、令和二年九月十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定のうち函館の項の改正規定 令和二年九月二十六日

二 第二条の規定のうち別表第三号の改正規定 令和二年九月二十六日

附 則 (令和四年四月十四日海上保安庁告示第十六号)

この告示は、令和四年五月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二八日海上保安庁告示第十二号)

この告示は、令和五年三月二八日から施行する。ただし、第二条及び第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年四月一日海上保安庁告示第二十一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和八年五月十九日海上保安庁告示第十七号)

この告示は、令和八年六月一日から施行する。

別表

(平8海保告63・平8海保告118・平8海保告189・平9海保告25・平9海保告75・平9海保告125・平10海保告42・平11海保告26・平12海保告238・平13海保告225・平15海保告143・平16海保告182・平16海保告336・平17海保告183・平19海保告305・平20海保告292・平21海保告95・平22海保告93・平23海保告280・平25海保告64・平28海保告18・平29海保告45・平30海保告2・平31海保告22・令2海保告32・令4海保告16・令5海保告12一部改正・令6海保告21一部改正・令8海保告17一部改正)

- (1) 「○代」、「A」、「B」、「C」……又は「1」、「2」、「3」……とあるのは、それぞれ国際信号旗の第○代表旗、国際信号旗のA、B、C……又は国際信号旗の1、2、3……を示す。
- (2) たとえば、「2代・A・1」とあるのは、上方より順次国際信号旗の第2代表旗、国際信号旗のA及び国際信号旗の1の順序で掲げることがを意味する。

1 釧路港

信号	信文
2代・1	東区第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・2	東区第2区の係留施設に向かって航行する。
2代・3	東区第3区の係留施設に向かって航行する。
2代・4	西区第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・5	西区第2区の係留施設に向かって航行する。

2 苫小牧港

信号	信文
2代・C	第1区の開発フェリーふ頭から中央北ふ頭2号岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・N	第1区の中央北ふ頭3号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・E	第1区の勇払ふ頭から中央南ふ頭西岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・S	第1区のホクレン用栈橋から苫小牧ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・2・E	第2区の入船ふ頭から北ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・2・W	第2区の西ふ頭又は南ふ頭の係留施設に向かって航行する。

3 函館港

信号	信文
2代・1	第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・2・E	第2区の方代ふ頭正面岸壁から若松ふ頭岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・2・W	第2区の弁天A岸壁から函館どつく第4岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・3	第3区の係留施設に向かって航行する。
2代・4・N	第4区のコスモ石油栈橋ドルフィンから港町けい船くいに至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・4・S	第4区の港町ふ頭から北ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。

4 秋田船川港

信号	信文
2代・N	秋田北防波堤灯台から旧北防波堤先端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
2代・E	旧北防波堤先端から99度に陸岸まで引いた線(以下「A線」という。)

	以北の係留施設に向かって航行する。
2代・E・N	ENEOS棧橋に向かって航行する。
2代・E・C	A線の南側の旧雄物川東側の中島岸壁から下浜ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・E・S	A線の南側の旧雄物川東側の寺内ふ頭以南の係留施設に向かって航行する。
2代・W	A線の南側の旧雄物川西側の係留施設に向かって航行する。

5 鹿島港

信号	信文
2代・O	深芝公共岸壁北東端から325度610メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
2代・C・N	中央水路(深芝公共岸壁北東端から325度610メートルの地点まで引いた線、同地点から236度30分250メートルの地点まで引いた線、鹿島中央信号所から35度890メートルの地点(以下「A地点」という。))から227度30分に引いた線(以下「A線」という。)、A地点から169度760メートルの地点から272度30分に引いた線(以下「B線」という。))及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。)の北側の係留施設に向かって航行する。
2代・C・S	中央水路の南側の係留施設に向かって航行する。
2代・S・E	南水路(B線及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。)の東側の係留施設に向かって航行する。
2代・S・W	南水路の西側及び南側の係留施設に向かって航行する。
2代・N・W	北水路(A線及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。)の南西側及び北西側の係留施設に向かって航行する。
2代・N・E	北水路の北東側の係留施設に向かって航行する。

6 千葉港

信号	信文
2代・D	千葉区第1区の中央ふ頭南東端から出洲ふ頭南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
2代・C	千葉区第3区の中央ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
2代・S	千葉区第3区の係留施設(中央ふ頭南側の係留施設を除く。)に向かっ

2代・F・S	て航行する。 船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁のEからM岸壁に向かって航行する。
2代・F・N	船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。
2代・I・W	塩浜三角点(12メートル)(北緯35度40分10秒東経139度56分49秒)から334度30分420メートルの地点から341度580メートルの地点まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
2代・I・E	塩浜三角点から66度30分610メートルの地点から72度30分510メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。

7 京浜港

信号	信文
東京区 2代・L	15号地西側又は北側の係留施設に向かって航行する。
2代・M	10号地その1、11号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、M1、M2ドルフィンバース又は12号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。
2代・V	10号地その2又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。
2代・H	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
2代・T	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以东の係留施設に向かって航行する。
2代・A	有明ふ頭又は台場官庁船棧橋に向かって航行する。
2代・S	品川ふ頭に向かって航行する。
2代・R	東京国際クルーズふ頭棧橋又は青海コンテナふ頭に向かって航行する。
2代・O	大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その2北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
2代・C	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。
2代・C・W	中央防波堤外側埋立地西側の係留施設に向かって航行する。
川崎区 1代・E	京浜運河東口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する。
1代・W	京浜運河西口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する。

	2代・S・U	境運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・T・U	田辺運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・I・U	池上運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・S・G	塩浜運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・D・U	大師運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・O・K	第1区大川町南側岸壁に向かって航行する。
	2代・O・T	第1区扇町南側岸壁に向かって航行する。
	2代・M・E	第1区水江町南側岸壁に向かって航行する。
	2代・T・D	第1区千鳥町南側岸壁に向かって航行する。
	2代・U・S	第1区浮島町京浜運河側岸壁に向かって航行する。
	2代・H・O	第1区京浜運河側東扇島岸壁に向かって航行する。
	2代・O・G	第1区扇島北側岸壁に向かって航行する。
横浜区	1代・E	京浜運河東口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する。
	1代・W	京浜運河西口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する。
	2代・H・M	横浜本牧防波堤灯台から307度1,720メートルの地点まで引いた線以南の係留施設に向かって航行する。
	2代・Y	横浜東水堤北端から100度30分1,470メートルの地点まで引いた線以南の係留施設に向かって航行する。
	2代・O・S	横浜東水堤北端から横浜北水堤灯台まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
	2代・D	横浜北水堤灯台から横浜大黒ふ頭船だまり波除堤灯台まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
	2代・D・S	横浜北水堤灯台から横浜大黒防波堤西灯台まで引いた線以北の大黒ふ頭の係留施設に向かって航行する。
	2代・D・E	横浜大黒防波堤東灯台から大黒ふ頭北東端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
	2代・D・N	第3区の大黒ふ頭北東端から末広町1丁目南東端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
	2代・S・H	第4区の末広町1丁目南東端から末広町2丁目南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
	2代・K	第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁に向かって航行する。

2代・A・Z	第4区の安善町2丁目南側岸壁に向かって航行する。
2代・O・N	第4区の扇島北側岸壁に向かって航行する。
2代・A・U	旭運河の係留施設に向かって航行する。
2代・S・U	境運河の係留施設に向かって航行する。

8 新潟港

信号	信文
2代・W	西区信濃川の西側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・B	西区信濃川の東側の万代島ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・W・D	西区信濃川の東側の導流堤の東側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・T	西区信濃川東岸の通船川沿いの係留施設又は山の下ふ頭北側岸壁に向かって航行する。
2代・W・R	西区臨港ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・E	東区東側の係留施設に向かって航行する。
2代・E・W	東区西側の係留施設に向かって航行する。

9 名古屋港

信号	信文
1代・E	東航路を航行して出港する。
1代・W	西航路を航行して出港する。
2代・E・1	北浜ふ頭西側の係留施設(J2からG1栈橋)又は高潮防波堤東信号所から89度1,270メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2代・E・2	東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設(G6からG4栈橋)又は横須賀ふ頭に向かって航行する。
2代・E・3	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。
2代・E・4	東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。
2代・E・5	新宝ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・B・1	潮見ふ頭南側の係留施設(BL、BK栈橋)又は潮見ふ頭南西端から180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から83度430メートルの地点まで引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2代・B・2	潮見ふ頭東側の係留施設(BH2からBY栈橋)に向かって航行する。

2代・B・3	潮見ふ頭北側の係留施設(Q1からB3栈橋)に向かって航行する。
2代・B・4	潮見ふ頭西側の係留施設(B4からBJ栈橋)に向かって航行する。
2代・N・1	昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・N・2	ガーデンふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向 かって航行する。
2代・N・3	一洲町の栈橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かって航行す る。
2代・N・4	空見ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2代・K・1	金城ふ頭52から57号岸壁に向かって航行する。
2代・K・2	金城ふ頭58から62号岸壁に向かって航行する。
2代・K・3	金城ふ頭76から85号岸壁に向かって航行する。
2代・W・1	金城ふ頭71から75号岸壁、空見ふ頭西側又は木場金岡ふ頭東側の係 留施設に向かって航行する。
2代・W・2	飛島ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・3	飛島ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・4	飛島ふ頭西側又は弥富ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・5	弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・P・1	高潮防波堤東信号所から22度2,010メートルの地点を中心とする半 径350メートルの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2代・S・1	南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤東信号所から144度30分820メ ートルの地点(以下「A地点」という。)から214度800メートルの地点 まで引いた線、同地点から128度250メートルの地点まで引いた線、 同地点から66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から 34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からA地点まで引いた 線により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。

10 四日市港

信号	信文
1代・I	第1航路を航行して出港する。
1代・U	午起航路から第1航路を航行して出港する。
1代・N	第2航路を航行して出港する。
2代・I・S	石原産業から昭和四日市石油に至る間の係留施設に向かって航行す

2代・D・M	コスモ石油塩浜棧橋、三菱ケミカル第1から第3棧橋又は東邦石炭ふ頭に向かって航行する。
2代・C・E	千歳町第1、第2又は第3ふ頭の係留施設(第1から第14号岸壁)に向かって航行する。
2代・C・W	千歳町第2、第3ふ頭の係留施設(第15号岸壁から小型船棧橋)、日本板硝子又は太平洋セメントの係留施設に向かって航行する。
2代・T	コスモ石油四日市棧橋に向かって航行する。
2代・U	コスモ石油午起棧橋又はJERA四日市火力発電所の係留施設に向かって航行する。
2代・K・W	霞1丁目西側の係留施設に向かって航行する。
2代・K・S	霞1丁目南側の係留施設に向かって航行する。
2代・K・E	霞1丁目東側の係留施設に向かって航行する。
2代・S・N	霞ヶ浦南ふ頭北側若しくは東側又は霞ヶ浦北ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
2代・S・W	霞ヶ浦南ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。
2代・F	富双1、2丁目又は富田浜町の係留施設に向かって航行する。
2代・A	TANISEI棧橋に向かって航行する。
2代・E	JERA川越火力発電所の係留施設に向かって航行する。
2代・W	四日市港東防波堤南灯台から285度200メートルの地点まで引いた線、同地点から334度1,080メートルの地点まで引いた線、同地点から17度520メートルの地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤北西端まで引いた線及び四日市港東防波堤により囲まれた海面の錨地に向かって航行する。

11 阪神港

信号	信文
大阪区 2代・H	第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・2・T	第2区天保山大橋以西の係留施設に向かって航行する。
2代・2・A	第2区天保山大橋以东の係留施設に向かって航行する。
2代・3・W	第3区港大橋以西の係留施設に向かって航行する。
2代・3・E	第3区港大橋以东の第5から第8号岸壁、尻無川又は大正内港の係留施

	2代・3・C	設に向かって航行する。 第3区港大橋以東の南港コンテナ埠頭、1岸壁又はG岸壁に向かって航行する。
	2代・3・K	第3区港大橋以東の係留施設(第5から第8号岸壁、尻無川若しくは大正内港の係留施設、南港コンテナ埠頭、I岸壁又はG岸壁を除く。)に向かって航行する。
	2代・4・N	第4区南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設に向かって航行する。
	2代・4・S	第4区の係留施設(南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設を除く。)に向かって航行する。
	2代・5	第5区の係留施設に向かって航行する。
堺泉北 区	2代・1	第1区の係留施設に向かって航行する。
	2代・2	第2区の係留施設に向かって航行する。
	2代・3	第3区の係留施設に向かって航行する。
神戸区	2代・K	第1区の三菱重工業神戸造船所から川崎造船神戸工場に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2代・T	第1区の高浜岸壁に向かって航行する。
	2代・N	第1区の中突堤に向かって航行する。
	2代・S・W	第1区の新港第1突堤西側から新港第4突堤西側に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2代・P・W	第1区のポートアイランド西側の係留施設に向かって航行する。
	2代・P・2	第2区のポートアイランド第二期埋立地東側の係留施設に向かって航行する。
	2代・P・E	第2区のポートアイランド東側の係留施設又はドルフィンバース9番に向かって航行する。
	2代・P・N	第2区のポートアイランド北側の係留施設に向かって航行する。
	2代・S・E	第2区の新港第4突堤東側から新港東ふ頭東側に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・M・W	第2区の摩耶ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。	
2代・M	第2区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース6番から8番に向かって航行する。	

2代・A	第2区の灘ふ頭に向かって航行する。
2代・E・1	第2区の東部第1工区の係留施設に向かって航行する。
2代・E・2	第2区及び第3区の東部第2工区の係留施設に向かって航行する。
2代・R・N	第2区の六甲アイランド北側の係留施設に向かって航行する。
2代・R・W	第2区の六甲アイランド西側の係留施設に向かって航行する。
2代・R・S	第3区の六甲アイランド南側の係留施設に向かって航行する。
2代・R・E	第3区の六甲アイランド東側の係留施設に向かって航行する。
2代・R	第3区の六甲アイランド北側の係留施設に向かって航行する。
2代・E・3	第3区の東部第3工区の係留施設に向かって航行する。
2代・F	第3区の東神戸フェリーふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・E・4	第3区の東部第4工区の係留施設に向かって航行する。

12 水島港

信号	信文
1代・M	上水島以東から出港する。 (港内航路を航行して出港し、これと接続する水島航路に入った時に海上交通安全法第7条の規定により「1代・P」を表示しなければならない船舶にあつては「1代・M」に代えて「1代・P」を表示することができる。)
1代・T	上水島以西から出港する。
2代・A	西公共(一)2.6m物揚場からENEOS水島製油所A工場岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・B	東公共物揚場からENEOS水島製油所B工場棧橋に至る間又は呼松水路の係留施設に向かって航行する。
2代・C	旭化成C7棧橋から太平洋セメント棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・D	JFE倉敷A岸壁からJFE倉敷コークス積出棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・T・H	高梁川水路又は乙島の係留施設に向かって航行する。
2代・T・S	玉島地区(乙島を除く。)の係留施設に向かって航行する。
2代・F・M	JFE南側海域(AからE錨地)に向かって航行する。
2代・F・T	玉島人工島南側海域(FからS錨地)に向かって航行する。

13 関門港

信号	信文
1代・E	東口に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。
1代・W・M	西口の六連島東方に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。
1代・W・S	西口の馬島西方から白州・白島南方に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。
1代・W・A	西口の馬島西方から藍島東方に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。
田野浦区	2代・T 田野浦区の係留施設(太刀浦係船岸壁及び太刀浦1号物揚場を除く。)に向かって航行する。 2代・U・W 太刀浦係船岸壁1号から6号に向かって航行する。 2代・U 太刀浦係船岸壁7号から8号に向かって航行する。 2代・U・S 太刀浦係船岸壁9号から29号に向かって航行する。 2代・U・E 太刀浦係船岸壁30号から42号及び太刀浦1号物揚場に向かって航行する。
門司区	2代・M 門司区の係留施設に向かって航行する。
下関区	2代・S 下関区の係留施設に向かって航行する。
西山区	2代・N 西山区の係留施設(福浦湾の係留施設を除く。)に向かって航行する。 2代・N・F 西山区の福浦湾の係留施設に向かって航行する。
小倉区	2代・K・A 高浜船だまり、砂津兼松油槽小倉油槽所オイル・LPG共用棧橋又はオイル専用棧橋に向かって航行する。 2代・K・S 砂津泊地又は紫川泊地の係留施設に向かって航行する。 2代・K・H 日明泊地又は日明北泊地の係留施設に向かって航行する。 2代・R ジャパンオイルネットワーク(株)小倉油槽所B棧橋から堺川九州電力棧橋に至る間の係留施設又は若松区第5区九州化学工業棧橋から日鉄ケミカルマテリアル(株)戸畑1号岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。 2代・R・S 日鉄高炉セメントの1設、3設棧橋、原料船岸壁又は若松区第5区日鉄

		ケミカルマテリアル(株)製品払出岸壁から堺川公共岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
若松区	2代・Y・O	第1区の東京製鉄専用栈橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所栈橋、堀川公共岸壁又はUBE三菱セメント栈橋に向かって航行する。
	2代・Y・R	第1区の三菱ケミカル硫酸1号栈橋から三菱ケミカル合成4号栈橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2代・Y・K	第1区の二島岸壁又は三菱ケミカル化工品1号栈橋から三菱ケミカル有機1号栈橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2代・Y・D	第1区の太平洋セメント岸壁、黒崎公共岸壁又は黒崎泊地内の係留施設に向かって航行する。
	2代・Y・B	第1区の若松高架鉄道栈橋、八幡製鉄西八幡鉄くず岸壁、妙見泊地内の係留施設又は第2区の洞岡北岸壁に向かって航行する。
	2代・Y	第2区の八幡泊地内の係留施設(AGC岸壁を除く。)に向かって航行する。
	2代・Y・E	第2区のAGC岸壁に向かって航行する。
	2代・Y・W	第2区の岬ノ山岸壁又は第3区の係留施設に向かって航行する。
	2代・Y・N	第4区の製鉄戸畑内浦岸壁、川代岸壁、戸畑商港岸壁又は戸畑漁港岸壁に向かって航行する。
	2代・Y・X	第4区の(株)J-オイルミルズ若松工場岸壁、日立金属東岸壁、(株)トーカイ岸壁又は北湊泊地内の係留施設に向かって航行する。
	2代・Y・H	第4区安瀬南第1泊地内の係留施設、第5区の響灘南岸壁、ひびきコールセンター第1岸壁、戸畑共同火力重油栈橋又は第5区内の錨地に向かって航行する。
	2代・Z	第5区製鉄戸畑泊地内又は焼結船だまりの係留施設に向かって航行する。
	2代・A	第6区安瀬泊地内の係留施設又は錨地に向かって航行する。
六連島区	2代・J・B	大東タンクターミナル株式会社六連油槽所の係留施設に向かって航行する。
	2代・J・C	新港ふ頭多目的国際ターミナルの係留施設に向かって航行する。
長府区	2代・C	長府区の係留施設に向かって航行する。

14 博多港

信号	信文
2代・C	第1区東浜ふ頭4岸から須崎ふ頭4岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。
2代・P	第1区箱崎ふ頭から東浜ふ頭5岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。
2代・S	第1区須崎ふ頭北護岸から西公園下防波堤に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。
2代・E・1	北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過し、第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・E・2	第2区の係留施設に向かって航行する。

15 長崎港

信号	信文
2代・F	長崎漁港の係留施設に向かって航行する。
2代・1・E	第1区東側の係留施設に向かって航行する。
2代・1・W	第1区西側の係留施設に向かって航行する。
2代・1・B	第1区の係船浮標に向かって航行する。
2代・2・E	第2区東側の係留施設に向かって航行する。
2代・2・W	第2区西側の係留施設に向かって航行する。
2代・3・N	第3区北側又は第5区の係留施設に向かって航行する。
2代・3・E	第3区東側、第4区小ヶ倉柳ふ頭又は土井首浦の係留施設に向かって航行する。
2代・4・E	第4区九州スチールセンターからナカタマックコーポレーションに至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・4・W	第4区三菱重工造船所若しくは大島造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。

16 那覇港

信号	信文
2代・N	那覇ふ頭又は那覇軍港の係留施設に向かって航行する。
2代・T	泊ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・S	新港ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・U	浦添ふ頭の係留施設に向かって航行する。
1代・Y	倭口から出港する。
1代・T	唐口から出港する。